

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年 3 月 30 日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 8 号

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（出先機関の設置） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 出先機関に次のとおり室又は課を置く。 村野浄水場 （略） 庭窪浄水場 総務課 浄水管理室 浄水調整課、浄水運用課、<u>水質課、</u> <u>整備課、庭窪管理課、大庭管理課、</u> <u>三島・万博管理課</u> 送水管理センター （略） 北部水道事業所 （略） 東部水道事業所 （略） 南部水道事業所 （略） 水質管理センター （略） （分掌） 第 3 条 （略） 2 第 1 条第 2 項に規定する計画課、事業推進課、契約検査課及び管財課の分掌事務は、次のとおりとする。 計画課 （1）<u>上水道及び工業用水道の施設整備計画</u>に関すること。 （2）<u>上水道及び工業用水道に係る技術及び基準等に関すること。</u> （3）<u>水需要の調査に関すること。</u> （4）<u>各種機関等との調整業務に関すること。</u> （5）<u>危機管理に関すること。</u> （6）<u>水質管理等の総括に関すること。</u> （7）<u>事業管理部中他課の主管に属さないこと。</u> 事業推進課 （略） 契約検査課 （略） 管財課 （略） 3 （略）	（出先機関の設置） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 出先機関に次のとおり室又は課を置く。 村野浄水場 （略） 庭窪浄水場 総務課 浄水管理室 浄水調整課、浄水運用課、庭窪管理課、大庭管理課、<u>三島管理課、万博管理課、水質課</u> 送水管理センター （略） 北部水道事業所 （略） 東部水道事業所 （略） 南部水道事業所 （略） 水質管理センター （略） （分掌） 第 3 条 （略） 2 第 1 条第 2 項に規定する計画課、事業推進課、契約検査課及び管財課の分掌事務は、次のとおりとする。 計画課 （1）<u>上水道の施設整備計画に関すること。</u> （2）<u>工業用水道の施設整備計画に関すること。</u> 事業推進課 （略） 契約検査課 （略） 管財課 （略） 3 （略）

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。